

株式会社 大 林 組 御中

住 所 : _____

会社名 : _____

代表者 : _____ 印

情報漏えい防止に関する誓約書

- 1 当社が貴社と締結する工事下請負契約、業務委託契約、物品売買契約等（以下、これらの契約の対象業務を「工事等」という。）の履行（事前調査及び見積作業等、契約締結に至る過程並びに契約締結に至らなかった過程を含む）によって知り得た一切の情報（次に挙げるものを含むが、これに限定しない。以下「情報」という。）の漏えいを防止するために情報管理体制を整備し、情報漏えい防止対策（第7項に記載する対策を含むが、これに限定しない。）を講じる。
なお、情報漏えい防止対策は、書面によるもの、口頭によるもの、視覚によるもの、電子的なもの等、媒体の形態や開示・伝達の方法にかかわらず全ての情報を対象とする。
 - ①貴社及び取引先から開示・提供された情報
 - ②工事等に関連して当社が独自に作成した情報
 - ③工法、技術、これらに関連する知識並びに営業上の秘密
 - ④工事等に係る契約、図面、写真、価格等の情報
 - ⑤個人情報（個人を識別できる氏名・性別・年齢・住所・電話番号等の個人情報保護に関する法律第2条第1項に定義される情報）
- 2 当社は工事等の一部又は全部を第三者に再下請負させる（又は再委託、依頼する）場合（更に再下請負等がなされる場合のすべての再下請負等を含み、以下、再下請負等させるすべての第三者を「再下請負人等」という。）、当社の責任において情報漏えい防止のための情報管理体制の整備及び情報漏えい防止対策（第7項に記載する対策を含むが、これに限定しない。）を再下請負人等を実施させる。
- 3 当社は従業員及び再下請負人等に対し、情報漏えい防止対策に関する教育を実施する。
- 4 当社は情報漏えいが発生した場合又はその虞が生じた場合、速やかに貴社に報告するとともに、被害を抑制するための適切な措置を講じる。
- 5 当社若しくは当社従業員又は当社の再下請負人等若しくはその従業員が情報を漏えいした場合には、工事等の関係者（発注者、設計者及び貴社）等に生じた損害を賠償する。但し、当社若しくは当社従業員又は当社の再下請負人等若しくはその従業員の責めに帰すべき事由によらずに情報が漏洩した場合はこの限りでない。
- 6 貴社より情報管理に関する監査を求められた場合、これを受け入れるとともに、監査に協力する。
- 7 当社は情報を取得した場合、以下のとおり情報漏えい防止対策を実施する。
 - (1) 図面、写真、その他の資料等、書面で情報を取得した場合（以下、情報が記載された書面を「書面」という。）
 - ①情報は従業員を含め工事等のために必要とする者以外には開示しない。
 - ②情報は工事等の目的以外に使用しない。
 - ③書面は施錠等による盗難防止措置を講じたうえで保管し、第三者による不正な閲覧、持ち出し等を防止する。

- ④書面の複製は工事等に必要な最小限の範囲に留める。
 - ⑤再下請負人等に提供する情報は、工事等に必要な最小限の情報に限る。
 - ⑥書面又は情報をFAX、郵送等により送信・送付する場合は、誤発信等の事故がないよう十分に注意する。
 - ⑦書面を外に持ち出す際は、工事等の履行に必要な最小限のものに限定し、紛失、置き忘れ、盗難等の対策を徹底する。
 - ⑧不要となった書面は、貴社の指示に従い貴社に返却する。但し貴社からの指示が無い場合、判読できないよう裁断する等の処理をしたうえで廃棄する。
 - ⑨その他、覗き見（ショルダーハッキング）やなりすまし等のソーシャルエンジニアリングによる情報漏えいを防止するために必要かつ合理的な水準の対策を実施する。
 - ⑩書面を電子データ形式に変換等した場合の情報漏えい防止対策は本項（2）に準じる。
- (2) 電子データの形式で情報を取得した場合（以下、情報が含まれる電子データを「電子データ」という。）
- ①情報は従業員を含め工事等のために必要とする者以外には開示しない。
 - ②情報は工事等の目的以外に使用しない。
 - ③情報機器（パソコン、スマートデバイス（スマートフォン、タブレット等）、外部記録媒体（USBメモリ、CD、DVD、外付HDD、SDカード等）、ファイルサーバー等の電子データにアクセスできる端末或いは電子データが保存された機器をいうがこれに限らない。）には盗難紛失防止措置を講じ、第三者による不正な閲覧、持ち出し等を防止する。
 - ④電子データの複製は、工事等に必要な最小限の範囲に留める。
 - ⑤再下請負人等に提供する情報は、工事等に必要な最小限の情報に限る。
 - ⑥電子データ又は情報をメール等で送信する場合には、誤発信等の事故がないよう十分に注意し、メール等の自動転送機能は使用しない。
 - ⑦情報が第三者の目に触れるような行為（インターネットの掲示板、ブログ、SNS（Facebook、Twitter、LINE、Instagram等）への書き込み、プライベートのメールへの記載・添付、その他の手段、方法による情報発信）を行わない。
 - ⑧工事等の履行に必要な電子データ以外は、保存された情報機器から速やかに削除する。
 - ⑨電子データの保存された情報機器を廃棄する際は、データの読み出し等ができないように処理する。
 - ⑩貴社から貸与された情報機器は、貴社の指示に従い貴社に返却する。
 - ⑪工事等で使用する情報機器を外に持ち出す際は上長の許可等を取得し、また当該情報機器には工事等の履行に必要な最小限の電子データを保存することとし、紛失、置き忘れ、盗難等の対策を徹底する。
 - ⑫個人所有（個人がレンタル又はリース等したものを含む）の情報機器を工事等で使用する場合、貴社が指定したアプリ、サービス以外には情報を保存しない。一時的に保存した情報は必ず削除する。
 - ⑬工事等で使用する情報機器にファイル交換ソフトを導入しない。
 - ⑭工事等で使用する情報機器のOS、アプリは可能な限り最新の状態に保つ。
 - ⑮工事等で使用する情報機器には、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新の状態に保つ。
 - ⑯工事等で使用する情報機器は、パスワード設定、暗号化等の電子データを保護するための措置を講じる。
 - ⑰工事等で使用する情報機器にパスワードを設定する場合、他者に推測されにくいものを設定し、また、他者に漏れることのないよう厳格に管理する。
 - ⑱工事等で使用する情報機器のうち認証機能を有するものは、スクリーンロックを設定する等、他者に勝手に使用されないための措置を講じる。
 - ⑲その他、標的型メール、覗き見（ショルダーハッキング）やなりすまし等のソーシャルエンジニアリングによる情報漏えいを防止するために必要かつ合理的な水準の対策を実施する。
 - ⑳電子データ形式を書面等へ出力等した場合の情報漏えい防止対策は本項（1）に準じる。

以上